

「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定締結」 および「重水素実験開始への同意」

核融合エネルギーは、エネルギー源として海水中の物質からほぼ無尽蔵に取り出せ、かつ安定的な電源となり得るものであり、世界のエネルギー需要が大幅に増大していくことが見込まれる中で、未来のエネルギー源として世界的に大いに期待されています。

下石町地内の大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所は、国内はもとより海外の研究者が共同で学術研究を行うなど、核融合に関するわが国最大の研究拠点であり、市としても研究の成果を大いに期待し、研究の推進に必要な協力をやっていきたいと考えています。

なお、核融合科学研究所が重水素実験を進めるに当たっては、周辺環境の保全と地域住民の安全を確保することが最も重要であるため、核融合科学研究所、県および東濃西部3市の間での「核融合科学研究所周辺環境の保

全等に関する協定締結」および「重水素実験開始への同意」に向けて調整を進め、「広報とき平成23年3月1日号」により協定書(案)、覚書(案)および同意書(案)を市民の皆さんへ提示し、ご理解を求めたところです。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災(福島原発事故)を踏まえ、核融合科学研究所、県および東濃西部3市の間での「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定締結」および「重水素実験開始への同意」については、地域における安全確保の観点から、再度東濃西部3市で慎重に検討・調整を行ってきました。

また、核融合科学研究所においても、東日本大震災(福島原発事故)を踏まえ、東濃西部3市住民の核融合科学研究所や重水素実験に関する理解を深めるため、さまざまな事項に取り組んできました。

■これまでの東濃西部3市の取り組み

不測の事態(大型ヘリカル装置(LHD)による重水素実験中に実験棟が全壊、トリチウム除去装置が破損故障した場合など)を想定した地域への影響などの検証の実施を核融合科学研究所へ依頼

→核融合科学研究所から「不測の事態が発生しても地域への影響はほとんどなく、安全は確保される」旨の回答が出された。

■これまでの核融合科学研究所の取り組み

▷東濃西部3市で例年通り市民説明会などを実施

(「不測の事態が発生しても地域への影響はほとんどなく、安全は確保される」旨も説明)

▷不測の事態を想定した地域への影響などを検証した上で、「大型ヘリカル装置における重水素実験の安全管理計画(*1)」を充実・強化(平成24年2月)

①環境放射線分布マップ作成および核種を判別できるシステムの導入による「環境放射線測定の充実」

②非常用発電設備の整備による「電源喪失対策の充実」

③衛星電話整備および通報担当者の増員などによる「通報・監視体制の強化」

④大規模災害時の指揮系統の明確化による「非常時体制の確立」……など

→核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会(*2)が「再検討された安全管理計画は、東日本大震災を教訓に必要な事項が検討され、従来の計画を充実するとともに、一段と高い安全性の確保が期待され妥当である」と評価

(*1) 大型ヘリカル装置の重水素実験を実施する上で必要な安全対策と管理事項をまとめたもので、平成20年4月に核融合科学研究所が作成

(*2) 重水素実験の安全性、実験環境などの評価のため、核融合科学研究所が平成18年12月に設置。放射能・トリチウム・プラズマの専門家やジャーナリスト、地元住民代表などで組織

これらの取り組みを踏まえ、協定の締結と重水素実験への同意について、平成25年3月末での締結・同意を目指して調整を進めたいと考えています。

なお、本年度末での締結・同意を目指して調整を進めに当たり、核融合科学研究所が行った安全管理計画の充実・強化を踏まえ、「広報とき平成23年3月1日号」で提示した協定書(案)・覚書(案)の内容についても、地

域における安全確保の観点から、東濃西部3市で再度検証を行い、安全管理計画で充実・強化がなされた「電源喪失対策の充実」や「通報体制・監視体制の強化」などの防災対策に関して、より確実な実効を担保していくため、覚書(案)に規定を追加することで、協定書(案)第7条(防災対策)を補足・補完することとしています。

核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書（案）

岐阜県（以下「甲」という。）、土岐市、多治見市及び瑞浪市（以下これらを「乙」という。）と大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「丙」という。）は、丙が土岐市下石町地区内の研究施設（以下「研究施設」という。）において研究を推進するにあたり、研究施設の周辺環境の保全に努めるとともに、乙の住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（関係諸法令等の遵守）

第1条 丙は、関係諸法令等を遵守し、研究施設の周辺環境の保全のために万全を期さなければならない。

2 丙は、放射線管理を徹底し、研究施設の敷地境界において年間50マイクロシーベルト（※1）以下の線量を遵守するものとする。

3 丙は、トリチウムを使用した核融合実験は行わないものとする。

（放射性物質等の保管管理）

第2条 丙は、放射性物質等の保管及び管理に当たっては、法令等を遵守し、乙の住民の安全を確保するための適切な措置を講ずるものとする。

（公害の防止及び環境保全）

第3条 丙は、研究に伴って生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（周辺環境の監視・測定の実施等）

第4条 丙は、甲及び乙と協力して周辺環境の保全に必要な監視・測定体制を整備して環境放射線等の継続的な監視・測定を実施し、その結果の公表を行うものとする。

（事前説明等）

第5条 丙は、研究施設の整備計画、研究計画及び研究内容並びにそれらに変更があった場合について、事前に甲及び乙へ説明を行うとともに、研究成果等について定期的に報告を行うものとする。

（情報公開）

第6条 丙は、乙の住民への一層の理解を深めるため、

少なくとも年1回、研究施設の公開を行うとともに、乙が申し出る地域の住民への説明を乙の求めに応じ、適時行うものとする。

（防災対策）

第7条 丙は、災害及び事故の防止のために必要な整備をし、防災体制の強化を図るとともに、乙と丙が協議の上乙が行う防災対策にも積極的に協力するものとする。

（立入調査等）

第8条 甲及び乙は、乙の住民の安全を確保するため必要があると認めるときは、丙に対して必要な報告を求め、又は必要な限度において、甲及び乙の職員並びに甲及び乙が指定する者に研究施設へ立入調査させることができる。

2 丙は、前項の立入調査等の際には協力しなければならない。

（D-D実験）

第9条 丙は、D-D実験（※2）の開始に当たっては、甲及び乙の同意を得るものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項に関し、疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書5通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 岐阜県知事

乙 土岐市長

多治見市長

瑞浪市長

丙 大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長

（※1） 年間50マイクロシーベルト…シーベルトとは、放射線の人体に対する影響の程度を表わす単位で、法令などにより公衆の被爆限度は1ミリシーベルト（1000マイクロシーベルト）／年とされています。年間50マイクロシーベルトは、被爆限度の20分の1の値であり、1回の胸部X線集団検診で受ける放射線量と同じ程度です。

（※2） D-D実験…重水素プラズマに重水素ビームを打ち込む実験で、微量のトリチウム（三重水素）と中性子が発生します。

核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書（案）

岐阜県（以下「甲」という。）、土岐市、多治見市及び瑞浪市（以下これらを「乙」という。）と大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「丙」という。）は、平成 年 月 日に締結した核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

- 1 丙は、協定書第4条に定める周辺環境の保全に必要な監視・測定が継続的に実施できるよう、甲及び乙が設置・運営する安全監視委員会（※）に最大限の協力をを行うものとする。
- 2 丙は、協定書第5条に定める研究施設の整備計画、研究計画及び研究内容に重大な変更があった場合について、事前にその安全性についての検討を核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会に諮り、その結果を甲及び乙へ説明を行うものとする。
- 3 丙は、協定書第7条に定める災害及び事故の防止に關し、丙が定める安全管理計画に基づき、必要な設備の整備、通報体制等の確立及び教育・訓練を行うこと

もに、その状況について年1回及び変更が生じた際に、安全監視委員会に報告するものとする。

4 丙は、大規模災害・事故が発生した場合、安全管理計画に基づき適切に対応するとともに、その状況について安全監視委員会が行う調査その他の必要な事項に最大限の協力をを行うものとする。

5 丙は、自己の活動に起因して、地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

この覚書の証として、本書5通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各々1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 岐阜県知事
乙 土岐市長
多治見市長
瑞浪市長
丙 大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長

〈覚書(案)への規定の追加〉

核融合科学研究所の安全管理計画で充実・強化がなされた「電源喪失対策の充実」や「通報体制・監視体制の強化」などの防災対策に関して、より確実な実効を担保していくため、第3項および第4項を追加するものです。覚書(案)への規定の追加により、協定書(案)第7条(防災対策)を補足・補完します。

(※) 安全監視委員会…重水素実験の安全な実施および研究所周辺環境への影響に関する監視を行うため、地元自治体（県および東濃西部3市）で設置することとしている第三者委員会です。構成員は市議会議員代表や自治会代表、近隣住民代表、学識経験者などを予定しています。

同 意 書（案）

D-D実験を含む重水素実験の開始について、核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書第9条の規定及び核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書に基づき同意します。

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 核融合科学研究所長 様

土岐市長

〈パブリックコメント〉

「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定締結」および「重水素実験開始への同意」に関して、市民の皆さんからのご意見を伺います。

募集期間 1月15日(火)～31日(木)

提出方法 市総合政策課窓口に持参または郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

※意見提出の際は、住所、氏名、電話番号を明示してください。

問 総合政策課・研究学園都市推進室（内線211） FAX 541127 E-mail sosei@city.toki.lg.jp